

過去分変更箇所一覧

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月30日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	2 事務の内容 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知を行う。	2 事務の内容 4 転出届に基づき住民票の記載をした際の転出先市町村に対する通知又は転出証明書の交付を行う。		
平成27年10月30日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由	2実現が期待されるメリット(略)さらに、個人番号カードのICチップに格納される公的個人認証は、そのオンライン上の本人確認機能により、コビコから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。	2実現が期待されるメリット(略)さらに、個人番号カードのICチップに格納される電子証明書の情報を利用し、本人確認が可能となることにより、コビコシステムから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。		
平成27年10月30日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署	2所属長 戸籍住民課長 志村 将憲	2所属長 戸籍住民課長 小野塚 知子		
平成27年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 [1.特定個人情報ファイル名(1)【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース] 2.基本情報	5保有開始日平成27年7月予定	5保有開始日平成27年7月3日		
平成27年10月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 [1.特定個人情報ファイル名(1)【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース] 3.特定個人情報の入手・使用	9使用開始日平成27年7月1日	9使用開始日平成27年7月3日		
平成28年7月21日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2事務の内容	(前略) また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。	(前略) また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同で構築した。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2事務の内容	1 世帯(平成27年12月以前)・個人(平成28年1月以降)を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。	1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム2 を システム1へ システム3 を システム2へ システム4 を システム3へ システム5 を システム4へ システム6 を システム5へ	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	【平成27年12月末まで使用】既存住民記録システム(以下「既存住記システム」という。)	システム1 →削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	【平成28年1月から使用】既存住民記録システム(以下「既存住記システム」という。)	既存住民記録システム(以下「既存住記システム」という。)	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(既存住民記録システム) ②システムの機能	※システム2については、平成28年1月からパッケージシステムにより運用を開始する。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(既存住民記録システム) 3他システムとの接続	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ◎システムの機能	4 既存住記システム連携 既存住記システム(本システムにおいては、平成28年1月から使用する既存住記システムを指す)からの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。	4 既存住記システム連携 既存住記システム(平成28年1月稼動)からの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2(団体内統合宛名システム) ◎システムの機能	※システム3については、平成28年1月からパッケージシステムにより運用を開始する。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ◎システムの機能	1 本人確認情報連携 既存住記システム(本システムにおいては、平成28年1月から使用する既存住記システムを指す)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、住基ネットコミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)向け情報を生成し、連携する。	1 本人確認情報連携 既存住記システム(平成28年1月稼動)において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、住基ネットコミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)向け情報を生成し、連携する。	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ◎システムの機能	5 住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)発行状況連携	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ◎システムの機能	6 個人番号生成要求・変更要求・結果連携 7 個人番号カード発行状況連携 8 送付先情報連携	5 個人番号生成要求・変更要求・結果連携 6 個人番号カード発行状況連携 7 送付先情報連携	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(住基ネット連携システム) ②システムの機能	※システム5については、平成28年1月からパソコンシステムにより運用を開始する。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	(1).【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース (2).【平成28年1月から使用】住民記録ファイル (3).本人確認情報ファイル (4).送付先情報ファイル	(1).住民記録ファイル (2).本人確認情報ファイル (3).送付先情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	1【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース (1)住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)において、住民基本台帳上の住民に個人番号を付番し、住民票に記載することとされている。 (2)住基法及び番号法において、個人番号を含む住民票の写しや個人番号の変更等を行うこととされている。	削除	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	2【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	1 住民記録ファイル	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	3 本人確認情報ファイル 4 送付先情報ファイル	2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(前略)さらに、個人番号カードのICチップに格納される公的個人認証は、そのオンライン上の本人確認機能により、コンビニから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。	(前略)さらに、個人番号カードのICチップに格納される電子証明書の情報を利用し、本人確認が可能となることにより、コンビニエンスストアから住民票の写し等の各種証明書の取得が可能となる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ◎所属長	戸籍住民課 小野塚 知子	戸籍住民課 大野 容一	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要	(1)【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データベース	削除	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	(2)【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	(1)住民記録ファイル	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	(3)本人確認情報ファイル	(2)本人確認情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	(4)送付先ファイル	(3)送付先ファイル	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(前略)また、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者については、本人から居所情報の登録申請を書面で受け付けることにより送付先情報ファイルを作成する予定である。	(前略)また、通知カード 初期発送分については、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者について、本人から居所情報の登録申請を書面で受け付けることにより送付先情報ファイルを作成した。	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ◎使用方法	既存住記システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、総務省令第35条(通知カード・個人番号カード 関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネット又は電子記録媒体を用いて送付先情報を提供する(既存住記システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード 管理システム(機構))	既存住記システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、総務省令第35条(通知カード・個人番号カード 関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(既存住記システム→市町村CS→個人番号カード 管理システム(機構))	事後	
平成28年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1.【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データ 1.個人番号、2.住記個人番号(内部番号)、3.住記世帯番号(内部番号)、4.住記世帯構成員番号(内部番号)、5.消除情報、6.住民票コード、7.氏名情報、8.生年月日、9.性別、10.続柄、11.区民となった年月日、12.現住所住定年月日、13.前住欄住定年月日、14.異動情報、15.転出年月日、16.住民票発行情報、17.通知確認修正年月日、18.本籍地情報、19.転入前住所情報、20.転出先住所情報、21.最終住民登録情報、22.再交付年月日、23.現住所情報、24.区内前住所情報、25.世帯主情報、26.事実上の世帯主又は管理人情報、27.筆頭者情報、28.旧氏、29.転出先世帯主名、30.住民票コード付番日、31.最終異動受付年月日、32.最終CS電文情報、33.外国人フラグ	削除	事後	
平成28年7月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	2.【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	1.住民記録ファイル	事後	
平成28年7月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	3 本人確認情報ファイル 4 送付先情報ファイル	2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル	事後	
平成28年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いについてにおけるリスク対策	(1)【平成27年12月末まで使用】住民記録個人データ	削除	事後	
平成28年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いについてにおけるリスク対策(住民記録ファイル) 1.特定個人情報ファイル名(住民記録ファイル)	(2)【平成28年1月から使用】住民記録ファイル	(1)住民記録ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 1. 特定個人情報の取扱いにおけるリスク対策(住民記録ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	(前略)既存住記システム(当該ファイルに係るリスク対策においては、平成28年1月から使用する既存住記システムを指す)と住基ネットとのシステム連携仕様に	(前略)既存住記システムと住基ネットとのシステム連携仕様に	事後	
平成28年7月21日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	電話:03-5722-9257	電話:03-5722-9350	事後	
平成28年7月21日	V 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	電話:03-5722-9257	電話:03-5722-9350	事後	
平成29年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	市町村CSから受け付けた住基カード発行情報を保持し、既存住記システム向け情報生成後、連携する。	削除		
平成29年10月12日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。		
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	また、通知カード初期発送分については、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者について、本人から居所情報の登録申請を書面で受け付けることにより送付先情報ファイルを作成した。	また、被災者やDV被害者等、住民票上の住所以外の居所を送付先として登録する必要のある者について、届出に基づいて送付先情報ファイルを作成する。		
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	住基ネット又は電子記録媒体を用いて送付先情報を提供する	住基ネットを用いて送付先情報を提供する	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い ①市におけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・既存住記システムは、システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	・既存住記システムは、システムを利用する必要がある職員を特定し、生体(指静脈)情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い ①市におけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・職員個人単位でIDを割り当て、システム利用の際はID及びパスワードによる認証を行う。 ・ID・パスワードの他者への貸与を禁止する。	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	事前	1重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・既存住記システムの端末からは外部記録媒体を使用して特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・IDを個人単位で付与することで、部外者がアクセスできない仕組みとするとともに、ID保有者に対しても業務上不要なデータにアクセスできないようシステム上制御し、さらにアクセスログを記録する。	・既存住記システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱い 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	<その他のリスク> 使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> ・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。 ・画面のハードコピーは出来ない設定とする。 ・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼動・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。 ・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・従事者のパスワードは、その日の事務に従事する者にのみ毎朝付与している(パスワードは毎日変更)。	・従事者の生体(指静脈)情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	事前	1重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<内部監査> 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	<内部監査> 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <外部監査> 第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	(記載なし)	<その他のリスク> システム保守業務におけるリスク <リスクに対する措置の内容> システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセッアップ・バージョンアップ時や障害対応時 etc 専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。	事前	1重要な変更
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 1.基礎項目評価 ①実施日	41957	42944		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(省略)	平成29年8月15日から平成29年9月15日まで		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(省略)	意見なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2.国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(省略)	反映なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3.第三者点検 ①実施日	(省略)	43010		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3.第三者点検 ③結果	(省略)	特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。 なお、特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対し、記載が無いとの指摘を受け、その他のリスクの具体的な内容を評価書に追記した。		
令和1年10月1日	I-1-②事務の内容	(省略)	(下記を追加) なお、「8 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35号(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	I－4－①事務実施上の必要性	(前略) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(以下、「通知カード及び番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部が認められている。)	(現行に同じ) (通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	I－5－法令上の根拠	(前略) 3 総務省令	(現行に同じ) 3 通知カード及び個人番号カード省令	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	I－6－②法令上の根拠	(前略) 117及び120の項	(現行に同じ) 117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ※主務省令：番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) II－2－③対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※削除者を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※番号法施行日(平成27年10月5日)以前に、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を除く。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) II－3－⑦使用の主体－使用部署	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) II－4－委託の有無	[委託する] (1件)	[委託する] (4件)	事前	重要な変更には該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－②－対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※削除者を含む。	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－⑤委託先の確認方法	目黒区公式ホームページ上で公表している。	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2	—	システム運用・保守業務	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2－①委託内容	—	既存住基システム・団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2－②－対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2－②－対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2－②－その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更には該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項2－③委託先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更には該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－④委託 先への特定個人情報ファイル の提供方法	—	[○] その他(既存住基システムが格納されて いるサーバー等での作業となるため、直接的な 特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－⑤委託 先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－⑥委託 先名	—	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・ サービス	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－再委 託－⑦再委託の有無	—	[再委託する]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－再委 託－⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－再委 託－⑨再委託事項	—	必要データの抽出・取込み作業、システムの一部 機能についての開発元等関係事業者による保 守・改修対応等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３	—	基盤環境運用業務(予定)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－①委託 内容	—	データセンターでの既存住基システム・団体内 統合宛名システムを含む基幹系システムの基盤 環境の構築、運用、システム移行業務、システム のデータの滅失等に備えたバックアップデータ の別拠点での保管等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－②取扱 いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－②－対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－②－対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－②－その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－③委託先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] 専用線 [○] その他(サーバーでのシステム操作・作業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－⑥委託先名	—	未定	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－再委託⑦再委託の有無	—	[再委託する]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－再委託⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項３－再委託⑨再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4	—	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－①委託 内容	—	システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－②一対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－②一対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－②一その妥当性	—	災害等によるデータ滅失等によるリスク回避のためには、特定個人情報ファイル全体のバックアップデータが必要であるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－③委託先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－４－委託事項4－⑥委託先名	—	株式会社ワンビシアークाइブズ	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－4－委託事項4－再委託－⑦再委託の有無	—	[再委託しない]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－5－提供先1－⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	重要な変更該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－5－移転先1－⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] その他()	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] その他(緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。)	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－6－①保管場所	区庁舎内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。	<目黒区における措置> 1 令和2年12月まで(予定) ・システムのサーバー(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。 2 令和3年1月以降(予定) ・システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバー室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－6－①保管場所 の続き	—	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。 (※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－6－③消去方法	(前略) <中間サーバー・プラットフォーム(※)における措置> ・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、機構により整備・運用される中間サーバーの拠点	(現行に同じ) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	重要な変更該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅱ－7. 備考	—	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)の委託を予定 1 構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 2 移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－2－③対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者を含む。	区域の住民(住基法第5条(住民基本台帳)の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－3－①入手元	[○] 行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人(他地方公共団体) [○] その他(既存住基システム)	[] 行政機関・独立行政法人等() [] 地方公共団体・地方独立行政法人() [○] その他(自部署)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－3－⑥使用目的	・住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に基づき、個人番号を含む本人確認情報を作成し、住基ネットを通じて東京都サーバーに通知するため ・特例転入届や広域交付住民票の請求受付時の本人確認等住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報の検索・照会を行うため	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－3－⑦使用の主体－使用部署	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－4－委託の有無	[委託しない] ()件	[委託する] (2)	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1	—	システム運用・保守業務	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－①委託 内容	—	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS。 コミュニケーションサーバ)の障害監視作業、障 害復旧作業、バックアップアプリケーション保守作 業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作 業、職員からの問い合わせに対する調査、作業 指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－②取扱 いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－②一対 象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－②一対 象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－②一そ の妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報に ついては、いずれも本委託業務において取り扱 わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－③委託 先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－④委託 先への特定個人情報ファイル の提供方法	—	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。) [○] その他(サーバーでのシステム操作・作 業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人 情報ファイルの提供は行わない。))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1－⑤委託 先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－⑥委託 先名	—	未定	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－再委 託－⑦再委託の有無	—	[再委託する]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－再委 託－⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－再委 託－⑨再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内 で区が認める事項	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項２	—	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予 定))	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－①委託 内容	—	システムのデータの滅失等に備えたバックアッ プデータの遠隔地保管及び集配	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項２－②取扱 いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－②－対 象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－②－対 象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－②－そ の妥当性	—	災害等によるデータ滅失等によるリスク回避の ためには、特定個人情報ファイル全体のバック アップデータが必要であるため	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－③委託 先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－4－委託事項1－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－4－委託事項1－⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－4－委託事項1－⑥委託先名	—	株式会社ワンビシアークイブズ	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅱ－4－委託事項1－再委託⑦再委託の有無	—	[再委託しない]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－2－③対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※削除者を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－2－④－主な記録項目	[○] その他(通知カードの送付先の情報)	[○] その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－3－①入手元	[○] 本人又は本人の代理人 [○] その他(既存住基システム)	[] 本人又は本人の代理人 [○] その他(自部署)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－3－⑥使用目的	総務省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードの発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、総務省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードの発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、通知カード及び個人番号カード省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－3－⑦使用の主体－使用部署	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－３－⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、総務省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(以下略)	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(以下略)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託の有無	[委託しない] ()件	[委託する] (1)件	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1	—	システム運用・保守業務	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1ー①委託内容	—	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS。コミュニケーションサーバ)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1ー②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1ー②一対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1ー②一対象となる本人の範囲	—	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1ー②一その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項1ー③委託先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] その他(サーバーの操作卓・作業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－⑥委託先名	—	未定	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－再委託－⑦再委託の有無	—	[再委託する]	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－再委託－⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅱ－４－委託事項１－再委託－⑨再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ－３－リスク１－事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムに対しても、団体内統合宛名システムを経由して特定個人情報の参照を行うため、個人番号利用事務以外の事務従事者が参照する場合には、権限管理機能により制御を行う。	事務で使用するその他のシステムにおいても、個人番号利用事務以外の事務従事者が参照する場合には、権限管理機能により制御を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ－５－リスク１－特定個人情報の提供・移転の記録－具体的な方法	団体内統合宛名システム上で、情報照会の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)が逐一保存される。	提供・移転の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)がシステムに逐一保存される。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ－５－リスク３－リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムにおいて、番号法及び同法に基づく条例に基づき、定められた情報を定められた相手にのみ提供・移転を行うよう設定を行う。 (以下略)	・番号法及び同法に基づく条例に基づき、定められた情報を定められた相手にのみ提供・移転を行うようシステム設定を行う。 (以下現行と同じ)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ－７－リスク１－⑤－具体的な対策の内容	・ハードウェア(サーバー)専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理をしている。 ・端末内での特定個人情報の保管は禁止している。 ・特定個人情報が記載された書類は、鍵付の書庫に保管する。 ・作業スペースへの部外者の立ち入りを禁止している。	1 区施設内のサーバー設置場所の管理 ・区施設内の他の部屋とは区別し、専用の部屋とする。 ・出入口には、電子錠等による入退室を管理する設備を設ける。 ・監視カメラによる24時間監視を行う。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。 2 データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定) ・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・データセンターの入館・サーバー室の入退室を管理する設備を設ける。 ・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 3 バックアップデータの保管場所の管理 ・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。	事前	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ－7－リスク1－⑤－具体的な対策の内容 の続き	—	4 本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 ・特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤで固定する。 ・特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。 ・部外者の立入りを禁止する。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ－７－リスク１－⑥－具体的な対策の内容	・システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・既存住基システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。	<目黒区における対策> 1 システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 2 既存住基システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 3 システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－情報保護管理体制の確認	—	1 情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する社内規程・従事者への教育実施を確認する。 2 責任者の氏名・連絡先、事故発生時の緊急連絡先を確認する。 3 委託業務に必要な認証等の資格を確認する。 4 必要に応じ、報告の徴取、目黒区職員による立入調査を行う。	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	—	[制限している]	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限－ 具体的な制限方法	—	1 委託先に業務従事者の名簿提出を求め、その中から必要最小限の担当者にアクセス権限を発効し、特定個人情報ファイルの取扱者を制限する。 2 各担当者には、業務のために必要な範囲の情報についてアクセス権限を発効する(磁気媒体等外部保管業務は対象外)。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—	[記録を残している]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの記録－具体的な 制限方法	—	システムのアクセス履歴・操作履歴を記録し、7年間保存する(磁気媒体遠隔地保管業務は媒体授受の日時を記録)。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の提供 ルール	—	[定めている]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の提供 ルール－委託先から他者への 提供に関するルール内容及 びルール遵守の確認方法	—	委託先による特定個人情報の第三者への提供は認めないこととし、委託業務の状況に関する定期的な報告書、実地の検査等により、ルールの遵守状況を確認する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の提供 ルール－委託元と委託先間の 提供に関するルール内容及 びルール遵守の確認方法	—	＜システム運用・保守業務における措置＞ 委託業務における特定個人情報の取扱いは、通常、指定場所・指定端末等での作業であることから、システムのアクセス履歴・操作履歴により、ルールの遵守状況を確認する。 ＜磁気媒体等遠隔地保管業務における措置＞ データを記録した電子記録媒体を区職員がトラックに収納し、施錠後に委託先の作業員に直接手渡し、その記録を残す。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の消去 ルール	—	[定めている]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の消去 ルールルールルの内容及び ルール遵守の確認方法	—	<システム運用・保守業務における措置> 委託先に特定個人情報の消去を行わせるときは、物理的な破壊・専用ソフトウェアによるフォーマット等により、内容を読み出すことができないようにさせ、消去を証する書面の提出を求めることとし、必要に応じ、実地の検査等により確認することとする。 <磁気媒体等遠隔地保管業務における措置> 保管を委託した電子記録媒体を廃棄するときは、区に媒体を返却させた後、区において廃棄する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定	—	[定めている]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定—規定の内容	—	・秘密保持 ・指示目的外の使用・第三者への提供禁止 ・複写・複製の禁止・制限 ・作業場所からの持出し禁止 ・事故発生時の報告義務 ・違反時の公表・契約解除・損害賠償	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保	—	[十分に行っている]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保—具体的な方法	—	目黒区が承諾した場合に限り、再委託を認めており、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを契約書に明記する。なお、磁気媒体遠隔地保管業務においては、再委託を禁止する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(本人確認情報ファイル) Ⅲ－４－リスクへの対策は十 分か	—	[十分である]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－２－リスク１－必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	市町村CS上の本特定個人情報ファイルへのデータ登録は、既存住基システムからのデータ連携による方法に限定し、所定の連携項目(※)にシステム上で限定することにより、必要な情報以外の入手(連携)を防止する。 (※)通知カード及び個人番号カード省令第36号1項	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－２－リスク３－特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(前略) なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	(現行に同じ) なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[] 委託しない	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－情報保護管理体制の確認	—	1 情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する社内規程・従事者への教育実施を確認する。 2 責任者の氏名・連絡先、事故発生時の緊急連絡先を確認する。 3 委託業務に必要な認証等の資格を確認する。 4 必要に応じ、報告の徴取、目黒区職員による立入調査を行う。	事前	重要な変更に該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	—	[制限している]	事前	重要な変更に該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限－ 具体的な制限方法	—	1 委託先に業務従事者の名簿提出を求め、その中から必要最小限の担当者にアクセス権限を発効し、特定個人情報ファイルの取扱者を制限する。 2 各担当者には、業務のために必要な範囲の情報についてアクセス権限を発効する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—	[記録を残している]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報ファイルの取扱いの記録－具体的な方法	—	システムのアクセス履歴・操作履歴を記録し、7年間保存する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の提供ルール	—	[定めている]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の提供ルール－委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	委託先による特定個人情報の第三者への提供は認めないこととし、委託業務の状況に関する定期的な報告書、実地の検査等により、ルールの遵守状況を確認する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の提供ルール－委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—	<システム運用・保守業務における措置> 委託業務における特定個人情報の取扱いは、通常、指定場所・指定端末等での作業であることから、システムのアクセス履歴・操作履歴により、ルールの遵守状況を確認する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の消去ルール	—	[定めている]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－特定個人情報の消去 ルールルールルの内容及び ルール遵守の確認方法	—	＜システム運用・保守業務における措置＞ 委託先に特定個人情報の消去を行わせるときは、物理的な破壊・専用ソフトウェアによるフォーマット等により、内容を読み出すことができないようにさせ、消去を証する書面の提出を求めることとし、必要に応じ、実地の検査等により確認することとする。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定	—	[定めている]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定—規定の内容	—	・秘密保持 ・指示目的外の使用・第三者への提供禁止 ・複写・複製の禁止・制限 ・作業場所からの持出し禁止 ・事故発生時の報告義務 ・違反時の公表・契約解除・損害賠償 ・作業場所・使用機器の制限・事前届出 ・使用システムの設備要件 ・契約内容の遵守状況・情報の管理状況の報告	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保	—	[十分に行っている]	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－再委託先による特定 個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保—具体的な方法	—	目黒区が承諾した場合に限り、再委託を認めており、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを契約書に明記する。	事前	重要な変更該当する変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－４－リスクへの対策は十 分か	—	[十分である]	事前	重要な変更該当する変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－５－リスク１－特定個人情報 の提供・移転に関するル ールルール内容及びルール 遵守の確認方法	・東京都サーバーと市町村CS間の通信は、専用 回線であり相互認証を実施している住基ネット 以外では行わない。 ・外部記録媒体を使用する場合においては、セ キュリティ管理規程に定められた運用と手順に 従い、法令を遵守して提供を行う。	・相手方(個人番号カード管理システム)と市町 村CS間の通信は、専用回線であり相互認証を 実施している住基ネット以外では行わない。 ・外部記録媒体を使用する場合においては、セ キュリティ管理規程に定められた運用と手順に 従い、法令を遵守して提供を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあ るが、重要な変更には該当し ない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－５－リスク２－リスクに対 する措置の内容	・東京都サーバーと市町村CSの間の通信では 相互認証を実施しているため、認証できない相 手方への情報の提供はなされないことがシステ ム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合に は、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	・相手方(個人番号カード管理システム)と市町 村CSの間の通信では相互認証を実施している ため、認証できない相手方への情報の提供はな されないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合に は、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	事後	重要な変更の対象項目ではあ るが、重要な変更には該当し ない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－７－リスク２－リスクに対 する措置の内容	送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行 う必要が生じた都度作成／連携することとして おり、システム上、連携後速やか(1営業日後)に 削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は 連携後、連携先である機構において適切に管理 され、区では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個 人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク は存在しない。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル) は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度 作成／連携することとしており、システム上、一 定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	重要な変更の対象項目ではあ るが、重要な変更には該当し ない変更
令和1年10月1日	(送付先情報ファイル) Ⅲ－７－特定個人情報の保 管・消去におけるその他のリス ク及びそのリスクに対する措 置	—	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報 の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除 される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理 されるため、送付先情報ファイルのバックアップ は取得しない。	事後	重要な変更の対象項目ではあ るが、重要な変更には該当し ない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	I-1-②事務の内容	(前省略) なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。 (以下省略)	(前省略) なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。 (以下省略)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	I-2-システム1-③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	I -2-システム2-②システムの機能	(前省略) 7 送付先情報通知 通知カード・個人番号カード関連事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、紛失、返納又は一時停止解除に係る情報等を連携する。(以下省略)	(前省略) 7 送付先情報通知 個人番号カード関連事務及び個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、紛失、返納又は一時停止解除に係る情報等を連携する。(以下省略)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	I -4-①事務実施上の必要性	(前省略) 3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(前省略) 3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	I -5-法令上の根拠(※)	(前省略) 3 通知カード及び個人番号カード省令 ・第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)	(前省略) 3 個人番号カード省令 ・第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	I-6-②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	II-5-提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(62)件 [○] 移転を行っている(60)件 [] 行っていない	[○] 提供を行っている(63)件 [○] 移転を行っている(60)件 [] 行っていない	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-2-⑤保有開始日	平成27年7月3日(システム更改に伴い、平成28年1月4日に旧住民記録システムから移行)	平成27年7月3日(システム更改に伴い、平成28年1月4日に旧既存住基システムから移行)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-5-提供先2-③提供する情報	転出証明書情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、外国人住民の通称・在留情報等)	転出証明書情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、旧氏、外国人住民の通称・在留情報等)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-5-提供先3-③提供する情報	転出証明書に記載の情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、外国人住民の通称・在留情報等)	転出証明書情報(氏名、住所、生年月日、性別、本籍・筆頭者名、個人番号、住民票コード、旧氏、外国人住民の通称・在留情報等)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) II-5-提供先4-③提供する情報	氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等の住民票又は除票の記載事項	氏名、住所、生年月日、性別、旧氏、個人番号等の住民票又は除票の記載事項	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) II-3-①入手元	[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署() [○] 行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人(他地方公共団体) [] 民間事業() [○] その他(自部署)	[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署() [] 行政機関・独立行政法人等() [] 地方公共団体・地方独立行政法人() [] 民間事業() [○] その他(自部署)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) II-4-委託事項1-⑥委託先名	未定	株式会社オーイーシー	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-5-提供先1-③提供する情報	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、旧氏、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) Ⅱ-5-提供先2-③提供する情報	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名(通称)、生年月日、性別、住所、旧氏、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲-その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 区は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 区は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-④記録される項目-主な記録項目	(前省略) [○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	(前省略) [○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-2-④記録される項目-その妥当性	(前省略) ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(前省略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-⑤本人への明示	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事務の一部を委任する機構に対する委任事務に必要な情報(送付先情報)の通知(提供)項目については、通知カード及び個人番号カード省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に規定されており、この通知(提供)を行うために必要な情報をシステム管理するものである。	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事務の一部を委任する機構に対する委任事務に必要な情報(送付先情報)の通知(提供)項目については、個人番号カード省令第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)に規定されており、この通知(提供)を行うために必要な情報をシステム管理するものである。	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードの発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、通知カード及び個人番号カード省令第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書の発送業務を行う機構に対し、業務に必要な情報として送付先情報を作成し、個人番号カード省令第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)に基づき通知する必要があるため	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-3-⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を取得し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用いて送付先情報を提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-4-委託事項1-⑥委託先名	未定	株式会社オーイーシー	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-5-提供先1-①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅱ-5-提供先1-②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(前省略) ※旧氏関連項目は、令和元年11月5日から記録を開始する。	(削除)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(住民基本台帳ファイル) Ⅲ-2-リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた本人確認書類)の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の届け出において個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた本人確認書類)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の届け出において個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(本人確認情報ファイル) Ⅲ-2-リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSIにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSIにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅲ-2-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(前省略) (※)通知カード及び個人番号カード省令第36号1項	(前省略) (※)個人番号カード省令第36号1項	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、送付先情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。 ・送付先情報が表示されるディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	<その他のリスク> 使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> ・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・市町村CSの端末は、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	(送付先情報ファイル) Ⅲ-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	・東京都サーバーと市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・外部記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和2年度	Ⅳ-2-従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	【目黒区における措置】 ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 (以下省略)	【目黒区における措置】 ・関係職員(会計年度認証職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 (以下省略)	事後	重要な変更の対象項目ではあるが、重要な変更には該当しない変更
令和3年度	I-6-②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の1、(中略) 116、117及び120の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項(以降省略)	番号法第19条第8号並びに別表第二の1、(中略) 116、117、120及び121の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項(以降省略)	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル-3-⑦使用の主体-使用部署	(前省略)情報課(※) ※情報課は、システム運用管理担当部署	(前省略)情報政策課(※) ※情報政策課は、システム運用管理担当部署	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -4-委託事項1-⑥委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -4-委託事項2-⑥委託先名	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社RKKCS	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先1-①法令上の根拠	番号法別表第2の各項(※)・・・同表の項番号は、別添4を参照 (※)番号法第22条の規定に基づき、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合)	番号法別表第2の各項(※)・・・同表の項番号は、別添4を参照 (※)番号法第22条の規定に基づき、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提出先2-①法令上の根拠	番号法第19条第6号(住基法第24条の2第4項関係)	番号法第19条第7号(住基法第24条の2第4項関係)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第6号(住基法第22条第2項関係)	番号法第19条第7号(住基法第22条第2項関係)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -5-提供先4-①法令上の根拠	番号法第19条第6号(以降省略)	番号法第19条第7号(以降省略)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(2)本人確認情報ファイル -3-⑦使用の主体-使用部署	(前省略)情報課(※) ※情報課は、システム運用管理担当部署	(前省略)情報課政策課(※) ※情報課政策課は、システム運用管理担当部署	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和3年度	Ⅱ-(3)送付先情報ファイル -3-⑦使用の主体-使用部署	(前省略)情報課(※) ※情報課は、システム運用管理担当部署	(前省略)情報課政策課(※) ※情報課政策課は、システム運用管理担当部署	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	Ⅱ-(1)住民基本台帳ファイル -6-①保管場所	<目黒区における措置> 1 令和2年12月まで(予定) ・システムのサーバー(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。 2 令和3年1月以降(予定) ・システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバー室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 (以下省略)	<目黒区における措置> 1 システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 2 システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)に設置する。 3 システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。 4 バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 (以下省略)	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	Ⅲ-(1)住民基本台帳ファイル-7-リスク1-⑤物理的対策	(前省略) 2 データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定) ・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・データセンターの入館・サーバー室の入退室を管理する設備を設ける。 ・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 3 バックアップデータの保管場所の管理 ・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。 (以下省略)	(前省略) 2 データセンターにおける管理 ・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・データセンターの入館・サーバー室の入退室を管理する設備を設ける。 ・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 3 バックアップデータの保管場所の管理 ・バックアップデータは、データセンター内で管理する。 (以下省略)	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添4-(備考)	(1)上記の表の「提供先」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。 (2)上記の表の「法令上の根拠」は、番号法第22条(特定個人情報の提供)の規定に基づき、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における番号法別表第2の項番号を示した。 (中略) (4)上記の表の「提供先における用途」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号の規定による個人情報保護委員会規則で定める事務を含む。	(1)上記の表の「提供先」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。 (2)上記の表の「法令上の根拠」は、番号法第22条(特定個人情報の提供)の規定に基づき、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における番号法別表第2の項番号を示した。 (中略) (4)上記の表の「提供先における用途」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第9号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号の規定による個人情報保護委員会規則で定める事務を含む。	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-15	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務 【備考】 番号法別表第1の20の項下欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-21	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務 【備考】 番号法別表第1の40の項下欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-23	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による援護に関する事務 【備考】 番号法別表第1の42の項下欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-29	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務 【備考】 番号法別表第1の48の項下欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-32	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務 【備考】 番号法別表第1の50の項下欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-33	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-39	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務 【備考】 番号法別表第1の69の項下欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-46	【移転先】 健康福祉部碑文谷保健センター 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務 【備考】 番号法別表第1の98の項下欄に掲げる事務	【移転先】 健康推進課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 【備考】 番号法別表第1の76の項下欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-51	【移転先】 健康福祉部生活福祉課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給者に対する援護に関する事務 【備考】 区番号条例別表6の項右欄に掲げる事務	削除	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-55	【移転先】 健康福祉部碑文谷保健センター 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。)による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務 【備考】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月東京都条例第111号。以下「都番号条例」という。)別表第1の1の項下欄に掲げる事務	【移転先】 感染症対策課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務 【備考】 番号法別表第1の70の項下欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和3年度	別添5-56	【移転先】 健康福祉部碑文谷保健センター 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務 【備考】 都番号条例別表第1の2の項下欄に掲げる事務	【移転先】 子育て支援部子育て支援課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 【備考】 番号法別表第1の100(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第8条参照)	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年度	別添5-5'7	【移転先】 健康福祉部障害者支援課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務 【備考】 都番号条例別表第1の3の項下欄に掲げる事務	【移転先】 健康福祉部障害者支援課 【番号法において個人番号の利用が可能な事務】 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務 【備考】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月東京都条例第111号。以下「都番号条例」という。)別表第1の3の項下欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	I-6-②法令上の根拠	(前省略) 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120及び121 (以下省略)	(前省略) 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120 (以下省略)	事後	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(別添1)事務の内容	省略	マイナポータルとのデータ連携を加筆	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(1住民基本台帳ファイル) II-4-委託事項4	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	磁気媒体等外部保管	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(1住民基本台帳ファイル) II-5-提供・移転の有無	提供を行っている(63)件 移転を行っている(52)件	提供を行っている(58)件 移転を行っている(57)件	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	(2本人確認情報ファイル) II-4-委託事項2	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	磁気媒体等外部保管	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	(2本人確認情報ファイル) Ⅱ-7-備考	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)を委託 1 構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 2 移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添4-12	提供先:厚生労働大臣 法令上の根拠:番号法別表第2の21の項 提供先における用途:身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添5-43	追加	移転先:区民生活部臨時給付金課 個人番号の利用が可能な事務:公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 備考:番号法別表第1の101の項下欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添5-51	追加	移転先:健康福祉部障害者支援課 個人番号の利用が可能な事務:心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 備考:区番号条例別表10の項右欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和4年12月16日	別添5-52	追加	移転先:健康福祉部障害者支援課 個人番号の利用が可能な事務:心身障害者等に対する福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの 備考:区番号条例別表11の項右欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	別添5-53	追加	移転先:健康福祉部障害者支援課 個人番号の利用が可能な事務:心身障害者等に対する自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 備考:区番号条例別表12の項右欄に掲げる事務	事後	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム-システム1-②システムの機能	〈前省略〉9 中間サーバーとの連携 世帯情報の異動発生 の都度、団体内統合宛名システムを通じ、中間サーバーへ更新後の世帯情報を提供する。〈以下省略〉	〈前省略〉9 中間サーバーとの連携 世帯情報の異動発生 の都度、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を通じ、中間サーバーへ更新後の世帯情報を提供する。〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム-システム1-③他システムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム-システム2-②システムの機能	〈前省略〉3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。〈以下省略〉	〈前省略〉3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定されている場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム2-②システムの 機能	〈前省略〉6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が、東京都が東京都 サーバ-において〈以下省略〉	〈前省略〉6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が、東京都知事が東京 都サーバ-において〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム3-①システムの 名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システム	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム3-②システムの 機能	1 統一識別番号付番 情報保有機関内で個人を特定するために利用 する統一識別番号が未登録の個人について、新 規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報等管理 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統 一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管 理する。 3 中間サーバ-連携 中間サーバ-または中間サーバ-端末からの要求に 基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を 通知する。 4 既存住基システム連携 既存住基システム(平成28年1月稼動)からの要求 に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付 く宛名情報等を通知する。 5 権限管理 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認 証と職員に付与された権限に基づいた各種機 能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	1 申請管理機能 申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行 うマイポータルと標準準拠システムの間を連携する機 能 2 庁内データ連携機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデー タを送信又は他の標準準拠システムからデー タを受信することを効率的かつ円滑に行う機能 3 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者(既存住民基本台帳シ ステム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に 管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特 定するための住登外者宛名番号を付番・管理す る機能 4 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバ-と連 携する機能 5 EUC機能 職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用す るために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加 工、出力する機能	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム3-③他のシ ステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム [○] 税務システム [○] その他（情報提供ネットワークシステムを介した 情報提供等を行う事務で使用する他の業務シ ステム、中間サーバー）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム [○] 税務システム [○] その他（他の業務システム、サービス検索・電 子申請機能（マイポータルびったりサービス）、中間サ ーバー）	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム4-②システムの 機能	〈前省略〉4 既存住基システム接続 中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で照会 内容、提供内容、特定個人情報（連携対象）等につ いて連携する。〈以下省略〉	〈前省略〉4 既存住基システム接続 中間サーバーと共通連携基盤システムの団体内統合宛 名機能との間で照会内容、提供内容、特定個人 情報（連携対象）等について連携する。〈以下省 略〉	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム4-③他のシ ステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム [] 税務システム [] その他（ ）	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム [] 税務システム [] その他（ ）	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム5-①システムの 名称	—	サービス検索・電子申請機能（マイポータルびったりサ ービス）	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム5-②システムの 機能	—	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検 索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画 面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-2.特定個人情報 ファイルを取扱う事務において使 用するシステム-システム5-③他のシ ステムとの接続	—	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム [] 税務システム [] その他()	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-4.特定個人情報 ファイルを取り扱う理由-①事務 実施上の必要性	1住民基本台帳ファイル 〈前省略〉(3)番号法に定める特定個人情報の 提供を行うに当たり、情報提供ネットワークシ ステムと情報連携する中間サーバーに特定個人情 報の登録・変更を行うため、団体内統合宛名シ ステムと情報連携する。〈以下省略〉	1住民基本台帳ファイル 〈前省略〉(3)番号法に定める特定個人情報の 提供を行うに当たり、情報提供ネットワークシ ステムと情報連携する中間サーバーに特定個人情 報の登録・変更を行うため、共通連携基盤シ ステムの団体内統合宛名機能と情報連携する。 〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-4.特定個人情報 ファイルを取り扱う理由-①事務 実施上の必要性	3送付先情報ファイル 〈前省略〉個人番号通知書による番号の通知及 び個人番号カード交付申請書の送付については、 事務効率化等の観点から、市町村から、機構に 委任しており、機構に個人番号通知書及び交付 申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カ ード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カ ード関連事務の委任)により機構に対する事務の 一部の委任が認められている。)	3送付先情報ファイル 〈前省略〉個人番号通知書による番号の通知及 び個人番号カード交付申請書の送付については、 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知 書及び個人番号カードに関し機構が処理する事 務)に基づいて機構が行うこととされているこ とから、機構に個人番号通知書及び交付申請書 の送付先情報を提供する。	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 基本情報-4.特定個人情報 ファイルを取り扱う理由-②実現 が期待されるメリット	個人番号カードのICチップに格納	個人番号カードのICチップ等に格納	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	I 基本情報-5.個人番号の利 用-法令上の根拠	1 番号法 ・第7条(指定及び通知)<以下省略>	1 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知)<以下省略>	事前	重要な変更の対象項目である が、重要な変更には該当しな い変更
令和5年9月1日	I 基本情報-5.個人番号の利 用-法令上の根拠	<前省略>2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け)<以下省略>	<前省略>2 住基法 (昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け)<以下省略>	事前	重要な変更の対象項目である が、重要な変更には該当しな い変更
令和5年9月1日	I 基本情報-5.個人番号の利 用-法令上の根拠	<前省略>3 個人番号カード 省令 ・第35条(個人番号通知書、個人番号カード 関連 事務の委任) ・第36条(個人番号通知書、個人番号カード 関連 事務に係る通知)	<前省略>3 個人番号カード 省令 (平成26年総務省令第85号) 第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カ ードに関し機構が処理する事務) 第35条(個人番号通知書・個人番号カード 関連事 務の委任) 第36条(機構への通知)	事前	重要な変更の対象項目である が、重要な変更には該当しな い変更 法令改正に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報-6.情報提供ネットワ ークシステムによる情報連携-②法令 上の根拠	<前省略>別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、61、62、66、67、70、74、77、 80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、 101、102、103、105、106、107、108、 111、112、113、114、116、117及び120の 項<以下省略>	<前省略>別表第二の1、2、3、4、5、6、9、11、 13、18、25、32、34、38、41、42、47、 48、49、51、53、54、56、62、67、68、 73、75、76、78、79、83、84、89、97、 100、104、108、114、119、121、122、 124、129、130、134、135、137、138、 140、141、142、145、146、147、148、 151、152及び155の項<以下省略>	事前	重要な変更 法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-3. 特定個人情報 の入手・使用-② 入手方法	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイポータルびったりサービス)、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-3. 特定個人情報 の入手・使用-⑧ 使用方法	〈前省略〉・番号法に基づき、特定個人情報の提供・移転を行うため、団体内統合宛名システムに住 民票情報を連携する。	〈前省略〉6 番号法に基づき、特定個人情報の提供・移転を行うため、共通連携基盤システム団体内統合宛名機能に住民票情報を連携する。 7 本人又は本人と同一の世帯に属する者からのサービス検索・電子申請機能(マイポータルびったりサービス)による転出届の申請を受理する。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う 変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託の有無	[委託する] (1) 件	[委託する] (5) 件	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う 変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項2 システム運用・保守業務-① 委 託内容	既存住基システム・団体内統合宛名システムを含む基幹 系システムの障害監視作業〈以下省略〉	既存住基システムを含む基幹系システムの障害監視作 業〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事項 2 システム運用・保守業務-④委託 先への特定個人情報ファイルの提 供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(既存住基システムが格納されてい るサーバー等での作業となるため、直接的な特定 個人情報ファイルの提供は行わない。)	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(既存住基システムが格納されてい るサーバー等での作業となるため、直接的な特定 個人情報ファイルの提供は行わない。)	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項2 システム運用・保守業務-再委 託-⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再 委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾す る場合には、再委託先事業者は、委託業者が果 たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる 能力のあることが確認された事業者に限定する こととし、委託業者は再委託先と締結する再委 託契約において、委託業者と同等の安全管理義 務を課すものとする。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事項 3	基盤環境運用業務	共通連携基盤システム運用・保守業務	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項3-①委託内容	データセンターでの既存住基システム・団体内統合宛名シ ステムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、 システム移行業務、システムのデータの滅失等に備えた バックアップデータの別拠点での保管等	ガバナメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛 名機能を含む既存住基システム等の事務処理システ ムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システ ムデータの滅失に備えたバックアップデータの保管等	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項3-④委託先への特定個人 情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(サーバーでのシステム操作・作業用端 末でのシステム操作(直接的な特定個人情報ファイルの 提供は行わない。))	[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他(システム操作上での参照の可能性 あり(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わ ない。))	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項3-再委託-⑧再委託の許諾 方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再 委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾す る場合には、再委託先事業者は、委託業者が果 たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる 能力のあることが確認された事業者に限定する こととし、委託業者は再委託先と締結する再委 託契約において、委託業者と同等の安全管理義 務を課すものとする。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5	—	宛名システム運用・保守業務	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-①委託内容	—	宛名システム(支援措置対応機能を含む。)の障害監 視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守 作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運 用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの 問い合わせに対する調査、作業指示に基づく データ抽出等	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-②取扱いを委託する特 定個人情報ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-対象となる本人の範囲	—	上記2.③の「対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-③委託先における取扱 者数	—	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-④委託先への特定個人 情報ファイルの提供方法	—	[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他(システム操作上での参照の可能性 あり(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わ ない。))	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-⑤委託先名の確認方法	—	問合せがあった場合は随時回答する。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-⑥委託先名	—	未定	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-再委託-⑦再委託の有無	—	[再委託する]	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う 変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-再委託-⑧再委託の許諾 方法	—	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再 委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾す る場合には、再委託先事業者は、委託業者が果 たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる 能力のあることが確認された事業者に限定する こととし、委託業者は再委託先と締結する再委 託契約において、委託業者と同等の安全管理義 務を課すものとする。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱の委託-委託事 項5-再委託-⑨再委託事項	—	上記①委託事項のうち、必要最小限の範囲内で 区が認める事項	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-5.特定個人情報 の提供・移転(委託に伴うも のを除く。)-提供先5-①法令 上の根拠	目黒区特定個人情報の保護に関する条例(平成 27年9月目黒区条例第26号)第13条	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第76条、第78条及び第79条	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-5. 特定個人情報 の提供・移転(委託に伴うもの を除く。)-移転先1-⑦時期・ 頻度	随時	随時(移転先における番号利用事務の手続で必 要な都度)	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 1 住民 基本台帳ファイル-6. 特定個人情報 の保管・消去-①保管場所	<目黒区における措置> 1 システムのサーバー群(システム障害時における証明書 発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除 く。)は、<以下省略>	<ガバナメントクラウド(※)における措置> 1 サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境 に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業 者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPの リストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セ キュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を 満たすものとする。 (1)ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018の 認証を受けていること。 (2)日本国内でのデータ保管を条件としているこ と。 (※)ガバナメントクラウド 地方公共団体における国仕 様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラ ウドサービス 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデー タセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-6.特定個人情報 の保管・消去-③消去方法	<目黒区における措置> 本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過した データは、システムにて自動判別し、消去する。〈以下 省略〉	<ガバメントクラウドにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの 操作によって実施される。地方公共団体の業務 データは、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者には アクセスが制御されているため特定個人情報を 消去することはない。 2 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置 等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がされないよう、クラウド事業者において、 NIST 800-88、ISO/IEC 27001等にした がって確実にデータを消去する。 3 既存システムについては、地方公共団体が委託し た開発事業者が既存の環境からガバメントクラウド へ移行することになるが、移行に際しては、データ 抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用 しなくなった環境の破壊等を実施する。 <目黒区における措置> 本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過した データは、システムにて自動判別し、消去する。	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 1住民 基本台帳ファイル-7.備考	—	1 住民記録システムについては、令和7年度までに ガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステム に移行予定 2 上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携 等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を 構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システム も包含)をガバメントクラウド上に構築 3 上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やか に消去する。	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1.特定個人情報ファイル名 2本人 確認情報ファイル-4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-委託 事項1-再委託-⑧再委託の許 諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再 委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾す る場合には、再委託先事業者は、委託業者が果 たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる 能力のあることが確認された事業者に限定する こととし、委託業者は再委託先と締結する再委 託契約において、委託業者と同等の安全管理義 務を課すものとする。	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-2. 基本情報-③ 対 象となる本人の範囲-その必要 性	〈前省略〉区は、個人番号カード`省令第35条(個人 番号通知書、個人番号カード` 関連事務の委任)に 基づき、これらの事務の実施を機構に委任す る。	〈前省略〉機構は、個人番号カード` 省令第23条の 2(個人番号通知書及び個人番号カード` に関し機 構が処理する事務)に基づき、これらの事務を 実施する。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-2. 基本情報-④ 記 録される項目-その妥当性	〈前省略〉・その他(個人番号通知書及び交付申 請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード` 省令第35条(個人番 号通知書、個人番号カード` 関連事務の委任)に基 づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送 付並びに個人番号カード` の発行を委任するた めに、個人番号カード` の券面記載事項のほか、個人 番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情 報を記録する必要がある。	〈前省略〉2その他(個人番号通知書及び交付申 請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード` 省令第23条の2(個 人番号通知書及び個人番号カード` に関し機構が 処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交 付申請書の印刷、送付並びに個人番号カード` の発 行を機構が行うために、個人番号カード` の券面記 載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書 の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-3. 特定個人情報の 入手・使用-⑤ 本人への明示	個人番号の通知及び個人番号カード` の交付に関 する事務の一部を委任する機構に対する委任 事務に必要な情報(送付先情報)の通知(提供) 項目については、個人番号カード` 省令第36条(個 人番号通知書、個人番号カード` 関連事務に係る通 知)に規定されており、この通知(提供)を行うた めに必要な情報をシステム管理するものである。	個人番号カード` 省令第23条の2(個人番号通知 書及び個人番号カード` に関し機構が処理する事 務)	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-3. 特定個人情報の 入手・使用-⑥ 使用目的	個人番号カード` 省令第35条(個人番号通知書、個 人番号カード` 関連事務の委任)に基づく委任を受 けて個人番号通知書の発送業務を行う機構に 対し、業務に必要な情報として送付先情報を作 成し、個人番号カード` 省令第36条(個人番号通知 書、個人番号カード` 関連事務に係る通知)に基 づき通知する必要があるため。	個人番号カード` 省令第23条の2(個人番号通知 書及び個人番号カード` に関し機構が処理する事 務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の 印刷、送付並びに個人番号カード` の発行を行う機 構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送 付先情報を提供するため。	事前	重要な変更の対象項目である が、重要な変更には該当しな い変更 法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-3. 特定個人情報の 入手・使用-⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情 報を取得し、個人番号カード`省令第35条(個人番 号通知書、個人番号カード`関連事務の委任)に基 づき事務を委任する機構に対し、住基ネットを用 いて送付先情報を提供する。 (既存住基システム→市町村CS→個人番号カード`管 理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情 報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等 の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード`省 令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号 カード`に関し機構が処理する事務)に基づいて行 う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村 CS→個人番号カード`管理システム(機構))。	事前	重要な変更の対象項目である が、重要な変更には該当しな い変更 法令改正に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託-再委託- ⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代 表者及び所在地、再委託する業務内容、業務に おける管理体制等を明示した再委託の申請を 受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再 委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾す る場合には、再委託先事業者は、委託業者が果 たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる 能力のあることが確認された事業者に限定する こととし、委託業者は再委託先と締結する再委 託契約において、委託業者と同等の安全管理義 務を課すものとする。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うもの を除く。)-提供先1-①法令上 の根拠	個人番号カード`省令第35条(個人番号通知書、個 人番号カード`関連事務の委任)	個人番号カード`省令第23条の2(個人番号通知 書及び個人番号カード`に関し機構が処理する事 務)	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要- 1. 特定個人情報ファイル名 3 送付 先情報ファイル-5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に伴うもの を除く。)-提供先1-②提供先 における用途	市町村から個人番号カード`省令第35条(個人番 号通知書、個人番号カード`関連事務の委任)に基 づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請 書を印刷し、送付する。	個人番号カード`省令第23条の2(個人番号通知 書及び個人番号カード`に関し機構が処理する事 務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を 印刷し、送付する。	事前	重要な変更には該当しない変 更
令和5年9月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記 録項目	〈前省略〉〈団体内統合宛名システム記録項目(※ 1)〉～ (※1) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を 行うため、団体内統合宛名システムにおいて別途保 有される情報〈以下省略〉	〈前省略〉〈団体内統合宛名機能記録項目(※ 1)〉～ (※1) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を 行うため、共通連携基盤システムの団体内統合宛 名機能において別途保有される情報〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い p.10におけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの届出・申請等の受付の際、窓口において、官公署発行の写真付きの本人確認資料(個人番号カード等)又は複数点の本人確認資料の提示を求め、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・住基ネットを利用した情報の入手に当たっては、既存住基システムと住基ネットとのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報の入手することはない。	1 窓口による申請・届出の手続で情報を入手するときは、対象者の確認を行うとともに、所定の様式を使用することにより、対象者以外の情報入手を防止する。 2 電子申請による手続で情報を入手するときは、マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 3 内部から外部からを問わず、他の情報処理システムから情報を入手するときは、あらかじめ設定した条件の情報のみを連携・参照するようにし、対象外の情報の入手を防止する。 4 既に情報処理システムに登録のある対象について、新たな情報の入手につき、追記・変更を行うときは、対象を取り違えないよう、情報処理システムで検索を行い、対象を特定した上で行う。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い p.10におけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・住民から届出・申請等を受け付けるに当たって記載する書類の様式は、住民基本台帳業務に必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を掲示し、必要な情報以外は記載されないようにする。 ・届出書に記載された情報以外は、既存住基システムに入力できない仕組みとなっている。 ・市町村CSからの情報の入手に当たっては、定められたインターフェイスに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。	1 窓口による申請・届出の手続で情報を入手するときは、所定の様式により必要項目以外の記載を防止する。 2 電子申請による手続で情報を入手するときは、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 3 内部から外部からを問わず、他の情報処理システムから情報を入手するときは、あらかじめ設定した条件の情報の項目のみを連携・参照するようにし、対象項目以外の情報の入手を防止する。 4 情報処理システムに入力することができる情報の項目をあらかじめ設定したものに限定することで、対象項目以外の情報入手を防止する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プ Dcスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク	・住民からの届出・申請等の受付は、住民記録事務に従事する職員以外には行わせないことで、入手権限を有しない者による詐取・奪取が行われないようにする。 ・既存住基システムは、システムを利用する必要がある職員を特定し、生体(指静脈)情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログによる証跡を記録する。	1 申請書・届出書の記載例や記載要領を充実させ、記載が必要な理由や、記載不要の項目を明示する。 2 電子申請による手続で情報を入手するときは、目的の手続に分かりやすく誘導できるようにする。 3 内部から外部からを問わず、他の情報処理システムから情報を入手するときは、適法性を確認した上で、連携する対象情報とその項目を設定する。 4 申請者・届出者の資格(本人・代理人)を確認し、資格のない方からの情報入手を防止する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プ Dcスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名-1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-入手の際の本人確認の措置の内容	住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、本人又は代理人の本人確認資料(運転免許証等官公署発行の写真付きの身分証明書であれば1点、それがない場合は複数点の本人確認資料)の提示を求め、本人確認を行う。	1 申請者・届出者(本人・代理人)の身元を証明書等により確認し、なりすましによる手続を防止する。 なお、身元を確認する証明書等の要件は、あらかじめ申請者・届出者に提示する。 また、身元の確認について、法令等に定めがあるときは、その規定に従って行う。 2 申請者・届出者の身元の確認に際し疑義があるときは、保有する台帳の参照・情報処理システムに既に登録のある情報の参照・他課・他自治体への照会等により、必要事項を確認する。 3 オンライン申請の際の身元確認は、電子証明書により行う。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ポータルにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-個人番号の真正性確保の措置の内容	・個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の届け出において個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	1 申請書・届出書の内容の一部について、その真正性を確認する必要があるときは、証明書等により確認する。 申請内容・届出内容の一部について真正性を確認する証明書等の要件は、あらかじめ申請者・届出者に提出する。 また、申請内容・届出内容の一部に真正性の確認について、法令等に定めがあるときは、その規定に従って行う。 2 申請内容・届出内容の一部の真正性の確認に際し疑義があるときは、保有する台帳の参照・情報処理システムに既に登録のある情報の参照・他課・他自治体への照会等により、必要事項を確認する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ポータルにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・住民票情報の入力、削除及び修正を行う場合は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認するとともに、確認した旨の記録を残している。 ・職務上知り得た情報により、情報の誤りが発覚した場合は、職権で適宜修正することで正確性を確保する。	1 申請・届出の際は、対象者・申請内容・届出内容を確認し、必要に応じ、保有する台帳の情報・情報処理システムに既に登録のある情報と照合する。 2 申請内容・届出内容と照合情報とが異なる場合は、申請者・届出者・対象者本人に聞取り・疎明資料の提示を求めることなどにより必要事項を確認する。 3 郵送や代理人による手続の場合において、対象者本人への手続の内容の確認が必要なときは、受理した旨の通知を郵送し、手続の内容を確認する。 4 サービス検索・電子申請機能(マイポータルぴったりサービス)からの個人番号を含む申請においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する。 5 情報処理システムに情報の入力を行うときは、誤入力を防止するために、入力者以外の者による確認を行うなどして、入力内容の確認を行う。 6 入力・訂正及び削除作業に用いた帳票等は、証拠書類として後に参照できるよう、保存年限満了まで適正に保管する。 7 情報の内容更新が必要な行政事務について、他の情報処理システムから情報を入手しているときは定期的に連携を実施し、情報の陳腐化を防止する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア 入力におけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-その他の措置の内容	—	行政情報処理を通常の処理以外で行ったときは、あらかじめ定めた手順・事例蓄積により整理した的確な手順で行うとともに、記録内容が適切かどうかを確認する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア 入力におけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク-リスクに対する措置の内容	・既存住基システムの端末は、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・プリンタは、部外者が出力された帳票を見たり、持ち去ったりすることができない場所に設置する。 ・個人番号が記載された帳票の執務室外への持ち出しは行わない。 ・執務室への入退室は、責任者が許可した者に制限する。 ・住民からの届出・申請書等は、入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等とともに、鍵付の書庫に保管する。	1 申請・届出の際は、窓口の場合は申請者・届出者本人から直接受け取ることで他に漏れないようにし、郵送の場合は担当課の住所・組織名を明示しておくことで対象者からの誤送付を防止する。 2 サービス検索・電子申請機能(マイポータルぴたりサービス)からの個人番号を含む申請データ、LGWAN回線による通信により、外部からの盗聴、漏えいを防止するとともに、通信自体を暗号化する。 3 申請書・届出書は、受付後は所定のケースに収納するなどして、置忘れ・紛失を防止し、最終的には施錠可能な書庫等に保管する。 4 端末の処理画面は、その設置場所・方向、のぞき見防止フィルター利用等により、部外者から見られないようにする。 5 プリンタは、部外者が出力された帳票を見たり、持ち去ったりすることができない場所に設置する。 6 重要性の高い情報の入力は、所定の情報処理システム・端末により行うとともに、あらかじめ指定した事務従事者のみの操作に限定するように設定する。 7 内部から外部からを問わず、他の情報処理システムから重要性の高い情報を入手するときは、不正アクセスの脅威を防止する措置を施した方法を用いる。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われているリスク-宛名システム等における措置の内容	特定個人情報の参照について、システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者以外の者が個人番号を含む特定個人情報を参照できないよう制御を行う。	1 情報処理システムに登録することができる情報の項目をあらかじめ設定したものに限定することで、対象項目以外の情報参照・目的外使用を防止する。 2 内部外部を問わず、他の情報処理システムとの間で情報をやり取りするときは、あらかじめ設定した条件の情報の項目のみに限定し、対象項目以外の情報参照・目的外使用を防止する。 3 情報処理システムでの情報参照は、あらかじめ指定した事務従事者のみに限定し、権限のない者の情報参照・目的外使用を防止する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われているリスク-事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおいても、個人番号利用事務以外の事務従事者が参照する場合には、権限管理機能により制御を行う。	事務で使用するその他の情報処理システムにおいても、上記の措置を行う。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名-1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク-ユーザ-認証の管理-具体的な管理方法	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	情報を参照できる者をあらかじめ指定し、取り扱う情報の重要性に応じ、利用者資格(主体識別・主体認証)、アクセス制御、権限でユーザ-管理を行う。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア データにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	・各所属長をセキュリティ責任者とし、職員の所属や担当に応じて必要な情報にのみアクセスできるよう、権限の付与を行う。 ・異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。 ・臨時的に職員へ権限を付与する場合は、必要なアクセスの詳細を判断し、所属長の承認を得て発行・登録する。	1 新たにユーザーを指定するときは、事務従事者が属する課の課長(事務管理者・セキュリティ責任者)が職員に付与する利用者資格(主体識別・主体認証)、アクセス制御、権限を指定し、アクセス権限の発効・失効を行う権限者に依頼して行う。 2 不要となったユーザーを削除するときは、事務従事者が属する課の課長(事務管理者・セキュリティ責任者)が確認し、システム管理担当者に指示・依頼する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア データにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・個人ごとにユーザー-IDを発行することとし、共用IDは発行しない。 ・システムの管理機能により、パスワードの定期的な変更及びパスワードの使い回し防止の制御を行う。	退職や採用、人事異動、組織改正、制度改正に伴う権限の見直しを迅速かつ的確に行う。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク-特定個人情報の使用の記録-具体的な管理方法	・既存住基システムへのログイン記録とともに、システムの操作ログ(画面遷移、帳票発行等)の記録を行う。 ・ログは一定期間保存する。	1 許可されていない不正な行為(不正アクセス等)を検知するため、入退室記録、監視カメラの記録、ファイル・ソフトウェア・ネットワーク機器へのアクセスの成功・失敗・警告・エラー、ユーザーのログイン・ログアウトに関するログ等を取得し、分析する。 2 ログは、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 3 申請書・届出書、出力帳票等を適正に保管し、必要時に処理者・処理すべき内容を確認できるようにする。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク3:従事者が事務外で使用するリスク-リスクに対する措置の内容	・セキュリティ管理規程により業務目的外利用を禁止するとともに、職員を対象にした情報セキュリティ研修を定期的に行い、職員への周知徹底を図る。 ・各種ログを取得しているため、業務目的外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止する。	1 事務従事者の操作時間外のログを徹底する。 2 研修等を通じ、事務従事者に対し、行政事務外の情報使用防止の徹底を図る。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア データにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク-リスクに対する措置の内容	・既存住基システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。	1 事務処理端末への電磁的記録媒体の接続をシステムにより制御するとともに、媒体内のデータは暗号化する。 2 行政事務で取り扱う情報が記録された可搬媒体は、安全な場所に施錠保管する。 3 端末の処理画面は、その設置場所・方向、のぞき見防止フィルター利用等により、部外者から見られないようにする。 4 プリンタは、部外者が出力された帳票を見たり、持ち去ったりすることができない場所に設置する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア データにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-情報保護管理体制の確認	委託契約書及び特定個人情報に係る覚書(特記事項)にて、特定個人情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づける。 (1)情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2)以下の内容を含む従事者名簿 ア 特定個人情報保護の責任者の氏名及び連絡先 イ 委託業務において特定個人情報を取り扱う者の氏名及び業務執行場所 ウ 事故発生時の連絡先 (3)個人情報保護に関する従事者教育の実施	1 情報セキュリティ対策・個人情報保護に関する社内規定・作業員への教育実施を確認する。 2 責任者の氏名・連絡先、事故発生時の緊急連絡先を確認する。 3 委託事業者に必要な認証等の資格を確認する。 4 必要に応じ、報告書の徴取、目黒区職員による立入調査を行う。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱の委託-特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な制限方法	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、不正な操作時に証拠を追跡できるようにしている。 ・申請受付、証明発行、照合作業等、作業ごとに従事者を記録し、区に報告することを義務付けている。	1 作業内容・作業者を記録させ、作業終了報告書を徴す。 2 区施設内で作業を行わせるときは、入退室の管理・職員による作業の立ち合いを行う。 3 町の記録ができるときは、操作状況を記録させ、必要に応じて不正な利用がないことを確認させる。 4 委託先における取扱記録の保存年限を確認する。 5 委託先において取扱の記録を確認する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱の委託-特定個人情報の提供ルール-委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、特定個人情報の外部提供の禁止、執務システム以外への持出禁止及び再委託の禁止を明記している。 ・端末から外部記録媒体を使用して特定個人情報ファイルの抽出ができない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の管理状況等について、定期的に立入検査を実施する。	委託先から他者への重要性の高い情報の提供禁止・所定の作業場所外への持出し禁止を契約書上明記し、情報漏えいを防止する。 なお、可能な場合は、外部記録媒体が使用できないようにする制御を求める。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱の委託-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託元と委託先は同じ執務室内で業務を行っている。特定個人情報の受け渡しは、決められた場所で決められた者が行う。	必要情報の受渡しは、所定の場所・所定の方法で行い、日時・情報の内容・件数等を記録する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱の委託-特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報ファイルを消去するアクセス権限を与えない。 ・不要な紙媒体は区職員が内容を確認のうえ、全てシュレッダーにより裁断処理している。 ・必要に応じて、区が立入検査を行えるようにしている。	委託先に特定個人情報の消去を行わせるときは、物理的な破壊・専用ソフトウェアによるフォーマット等により、内容を読み出すことができないようにさせ、消去を証する書面の提出を求めることとし、必要に応じ、実地の検査等により確認することとする。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ポータルにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱の委託-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容	・特定個人情報の保護に係る受託者の責務 ・業務従事者への遵守事項の周知 ・再委託の禁止 ・秘密の保持 ・目的外使用の禁止 ・複写複製の禁止 ・執務システム以外への持出禁止 ・特定個人情報及び執務システムの管理 ・受託者の遵守事項(私物の持込禁止等) ・区の検査監督権 ・事故発生の通知(警察への通報等) ・区の解除権(損害賠償等)	1 機密情報の秘密保持 2 機密情報の指示目的外の使用・第三者への提供禁止 3 機密情報の複写の禁止又は制御 4 機密情報の事業所からの持出し禁止 5 事故発生時の報告義務 6 違反時の公表・契約解除・損害賠償 7 作業場所・使用情報処理システムの制限・事前届出 8 特定個人情報を取扱う業務については、使用する情報処理システムに関する設備要件 9 特定個人情報を取扱う業務については、契約内容の遵守状況・情報の管理状況の報告義務	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ポータルにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱の委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	[十分に行っている]	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア ⑯スにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法	—	1 目黒区が承諾した場合に限り、再委託を認めており、再委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについては、委託先と同様の措置を行わせるものとし、その旨契約書に明記する。 2 再委託の際は、再委託の状況について報告を求めることとする。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア ⑯スにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	提供・移転の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)がシステムに逐一保存される。	1 内部から外部からを問わず、他の業務へ情報を定期的に提供するときは、法令・依頼書等に基づき、あらかじめ設定した頻度で、あらかじめ設定した条件の情報のみを提供するようにする。 2 内部から外部からを問わず、他の業務へ不定期な情報提供の場合は、照会書・依頼書を受け、随時意思決定するとともに、⑯①・意思決定文書等により、提供の記録を管理する。 3 内部から外部からを問わず、他の業務から提供を受けた場合において、その情報を参照したときは、処理記録、申請書・届出書・その他の帳票により、提供を受けた旨の記録を管理する。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア ①におけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール・ルールの内容及びルール順守の確認方法	・特定個人情報の移転先は、番号法及び同法に基づく条例で個人番号を利用することができることとされている者に対してのみ提供・移転する。	1 許可のないUSBメモリやCD等の可搬媒体への書込みを禁止する。 2 内部から外部からを問わず、他の業務から重要性の高い情報の提供を受けるときは、不正アクセスの脅威を防止する措置を施した方法を用いる。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア ①におけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク2不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	・既存住民基システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて設定し、アクセスログを記録している。	1 法令に基づく情報の提供については、その法令で定める情報・項目について、法令・法令に基づく基準で定める方法に則り、提供する。 2 個人情報の目的外利用・外部提供に該当する場合には、所定の手続きを経た上で行うこととすることで、あらかじめ情報提供の適法性を確保する。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	・番号法及び同法に基づく条例に基づき、定められた情報を定められた相手にのみ提供・移転を行うようシステム設定を行う。 ・提供及び移転に伴うシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う。	1 内部から外部からを問わず、他の業務(情報処理システム)へ情報を定期的に提供するときは、あらかじめ設定した条件の情報・項目を、あらかじめ設定した提供先に連携するようにし、誤った情報の提供を防止する。 2 内部から外部からを問わず、他の業務システム(情報処理システム)へ情報を不定期に提供するときは、定型業務の場合はあらかじめ情報・項目の条件を設定の上、提供先を入念に確認した上で連携し、定型業務でない場合は適法性・提供対象の情報・項目・提供先を入念に確認した上で連携する。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5:不正な提供が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供の記録(端末、職員、対象住民、照会日時)をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正な提供を防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の不正な提供を防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	<業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置> 特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・複合機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバーにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。 3 中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク6:不適切な方法で提供されるリスク-リスクに対する措置の内容	<既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> <中略> 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、～<以下省略>	<業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置> <中略> 2 中間サーバーの職員認証機能では、～<以下省略>	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア デスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<前省略><既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、～<以下省略>	<前省略>【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、～<以下省略>	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセシにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-7.特定個人情報の保管・消去-リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	1 区施設内のサーバ-設置場所の管理 〈中略〉 3 バックアップデータの保管場所の管理 ・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・バックアップデータは、データセンター内で管理する。 4 本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 ・特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤで固定する。 ・特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。 ・部外者の立入りを禁止する。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。	<目黒区における措置> 1 区施設内のサーバ-設置場所の管理 〈中略〉 (5)バックアップデータは、データセンター内で管理する。 3 本特定個人情報を取扱う執務場所の管理 (1)特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤで固定する。 (2)特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。 (3)部外者の立入りを禁止する。 (4)許可されたもの以外の機器の持込み・使用を禁止する。 <中略> <ガバナメントクラウドにおける措置> 1 ガバナメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア 取扱いにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-7.特定個人情報の保管・消去-リスク1.特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<目黒区における対策> 1 システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 2 既存住基システムの端末には外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 3 システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。〈以下省略〉	<目黒区における措置> 1 事務で使用する情報処理システムは、特定個人情報を取扱うものであることから、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークによる構成とし、インターネットとの接続は行わないこととする。 2 情報の漏えい・改ざん・破壊を防止するため、ウイルス対策ソフト適用、所定のソフトウェア以外の導入・使用禁止等の措置を行う。 3 事務処理端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定する。 4 システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録する。〈中略〉 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワーク活性化、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講ずる。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日			4 クラウド事業者は、クラウドサービスに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バックアップの更新を行う。 5 地方公共団体が委託したASP又はクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6 クラウドサービスの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークを構成する。 7 地方公共団体やASP又はクラウド運用管理補助者の運用保守地点からクラウドサービスへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8 地方公共団体が管理する業務システムは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講ずる。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア 取扱いにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-7.特定個人情報の保管・消去-リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	—	情報セキュリティに関する事故が発生した場合には、その対処後、原因を究明し、情報セキュリティ対策の見直し・再周知等を行い、再発を防止する。	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い ア 取扱いにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-7.特定個人情報の保管・消去-リスク2:特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク-リスクに対する措置の内容	・住民からの届出又は通知等により、住民記録ファイルをその都度更新することで、情報が正確であることを確保する。 ・削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去する。	1 登録する情報の更新を要する情報処理システムについては、その内容が陳腐化しないように、更新作業時に更新結果を確認するようにする。 2 申請・届出等の手続がされない場合を想定し、法令等に基づいた実地調査等を行い、正確な記録を確保する。 3 他の情報処理システムから提供を受けている情報については、必要に応じ、元の情報との整合性を確認する。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い アクセスにおけるリスク対策-1.特定個人情報ファイル名 1住民基本台帳ファイル-7.特定個人情報の保管・消去-リスク3:特定個人情報の消去がされずいつまでも存在するリスク-消去手順-手順の内容	削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去する。	〈目黒区における措置〉 1 法令等の定めによる保存期間が経過したデータは一定期間経過後に消去する。 2 消去の際は、物理的な破壊、消去ソフトの使用等により、判読不能な状態にする。 〈ガバナメントクラウドにおける措置〉 データの復元がされないように、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したアクセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更 自治体システム標準化に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い アクセスにおけるリスク対策-1特定個人情報ファイル名 2本人確認情報ファイル-2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)〈以下省略〉	1 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)〈以下省略〉	事前	重要な変更 法令改正に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い アクセスにおけるリスク対策-1特定個人情報ファイル名 2本人確認情報ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク-事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは、既存住基システムに限定しており、他のシステムからの侵入を防ぐ対策を行っている。 ・既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報の紐付けは行わない。 ・市町村CSでは、住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させない。	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるサーバには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講ずる。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い アクセスにおけるリスク対策-1特定個人情報ファイル名 2本人確認情報ファイル-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	〈前省略〉～定期的な点検を行う。	〈前省略〉～定期的な点検を行う。 3 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い アクセスにおけるリスク対策-1特定個人情報ファイル名 2本人確認情報ファイル-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な制限方法	システムのアクセス履歴・操作履歴を記録し、7年間保存する(磁気媒体等外部保管業務は対象外)。	1 作業内容・作業者を記録させ、作業終了報告書を徴す。 2 区施設内で作業を行わせるときは、入退室の管理・職員による作業の立ち合いを行う。 3 システムのアクセス履歴・操作履歴を記録し、7年間保存する。また、必要に応じて不正な利用がないことを確認する。 4 委託先における取扱記録の保存年限を確認する。 5 委託先において取扱の記録を確認する。 ※磁気媒体等外部保管業務は対象外	事前	重要な変更の対象項目であるが、重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	V開示請求、問合せ-1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-④個人情報ファイル簿の公表-公表場所	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、目黒区公式ウェブサイト	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	VI評価実施手続-1.基礎項目評価-①実施日	—	令和5年9月1日	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	VI評価実施手続-2.国民・住民からの意見の聴取-①方法	目黒区パブリックコメント手続要綱に基づき意見公募手続を実施した。実施に当たっては、区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設39か所において評価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の意見を求めた。	区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ウェブサイト及び総合調査その他区施設において評価書(変更案)を公開し、意見を受け付ける。	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	VI評価実施手続-2.国民・住民からの意見の聴取-②実施日・期間	—	令和5年12月1日から令和6年1月4日まで	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	VI評価実施手続-3.第三者点検-①実施日	—	令和6年2月5日	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	VI評価実施手続-3.第三者点検-②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。	目黒区情報公開・個人情報保護審議会における点検。	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番6-法令上の根拠	番号法別表第2の8の項	番号法別表第2の9の項	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番7-法令上の根拠	番号法別表第2の9の項	番号法別表第2の11の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番8-法令上の根拠	番号法別表第2の11の項	番号法別表第2の13の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番9-法令上の根拠	番号法別表第2の16の項	番号法別表第2の18の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番10-法令上の根拠	番号法別表第2の18の項	番号法別表第2の25の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番11-法令上の根拠	番号法別表第2の20の項	番号法別表第2の32の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番12-法令上の根拠	番号法別表第2の23の項	番号法別表第2の34の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番13-法令上の根拠	番号法別表第2の27の項	番号法別表第2の38の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番13-提供先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番14-法令上の根拠	番号法別表第2の30の項	番号法別表第2の41の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番15-法令上の根拠	番号法別表第2の31の項	番号法別表第2の42の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番16-法令上の根拠	番号法別表第2の34の項	番号法別表第2の47の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番17-法令上の根拠	番号法別表第2の35の項	番号法別表第2の48の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番18-法令上の根拠	番号法別表第2の37の項	番号法別表第2の49の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番19-法令上の根拠	番号法別表第2の38の項	番号法別表第2の51の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番20-法令上の根拠	番号法別表第2の39の項	番号法別表第2の53の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番21-法令上の根拠	番号法別表第2の40の項	番号法別表第2の54の項	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番22-法令上の根拠	番号法別表第2の42の項	番号法別表第2の56の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番23-法令上の根拠	番号法別表第2の48の項	番号法別表第2の62の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番24-法令上の根拠	番号法別表第2の53の項	番号法別表第2の67の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番25-法令上の根拠	番号法別表第2の54の項	番号法別表第2の68の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番26-法令上の根拠	番号法別表第2の57の項	番号法別表第2の73の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番27-法令上の根拠	番号法別表第2の58の項	番号法別表第2の75の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番28-法令上の根拠	番号法別表第2の59の項	番号法別表第2の76の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番29-法令上の根拠	番号法別表第2の61の項	番号法別表第2の78の項	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番30-法令上の根拠	番号法別表第2の62の項	番号法別表第2の79の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番31-法令上の根拠	番号法別表第2の66の項	番号法別表第2の83の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番32-法令上の根拠	番号法別表第2の67の項	番号法別表第2の84の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番33-法令上の根拠	番号法別表第2の70の項	番号法別表第2の89の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番34-法令上の根拠	番号法別表第2の74の項	番号法別表第2の97の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番35-法令上の根拠	番号法別表第2の77の項	番号法別表第2の100の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番36-法令上の根拠	番号法別表第2の80の項	番号法別表第2の104の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番37-法令上の根拠	番号法別表第2の84の項	番号法別表第2の108の項	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番38-法令上の根拠	番号法別表第2の85の2の項	番号法別表第2の114の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番39-法令上の根拠	番号法別表第2の89の項	番号法別表第2の119の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番40-法令上の根拠	番号法別表第2の91の項	番号法別表第2の121の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番41-法令上の根拠	番号法別表第2の92の項	番号法別表第2の122の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番42-法令上の根拠	番号法別表第2の93の項	番号法別表第2の124の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番43-法令上の根拠	番号法別表第2の96の項	番号法別表第2の129の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番44-法令上の根拠	番号法別表第2の97の項	番号法別表第2の130の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番45-法令上の根拠	番号法別表第2の101の項	番号法別表第2の134の項	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番46-法令上の根拠	番号法別表第2の102の項	番号法別表第2の135の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番47-法令上の根拠	番号法別表第2の103の項	番号法別表第2の137の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番48-法令上の根拠	番号法別表第2の105の項	番号法別表第2の139の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番49-法令上の根拠	番号法別表第2の106の項	番号法別表第2の140の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番50-法令上の根拠	番号法別表第2の107の項	番号法別表第2の141の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番51-法令上の根拠	番号法別表第2の108の項	番号法別表第2の142の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番52-法令上の根拠	番号法別表第2の111の項	番号法別表第2の145の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番53-法令上の根拠	番号法別表第2の112の項	番号法別表第2の146の項	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番54-法令上の根拠	番号法別表第2の113の項	番号法別表第2の147の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番55-法令上の根拠	番号法別表第2の114の項	番号法別表第2の148の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番56-法令上の根拠	番号法別表第2の116の項	番号法別表第2の151の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番57-法令上の根拠	番号法別表第2の117の項	番号法別表第2の152の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先-通番58-法令上の根拠	番号法別表第2の120の項	番号法別表第2の155の項	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)の移転先-連番1-個人番号の利用が可能な事務	〈前省略〉児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、〈以下省略〉	〈前省略〉児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)の移転先-連番1-備考	番号法別表第1の7の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の8の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)の移転先-連番3-備考	番号法別表第1の8の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の9の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番5-備考	番号法別表第1の9の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の10の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番6-備考	番号法別表第1の10の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の14の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番9-備考	番号法別表第1の11の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の20の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番10-備考	番号法別表第1の12の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の21の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番11-備考	番号法別表第1の14の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の22の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番13-備考	番号法別表第1の15の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の23の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番14-個人番号の利用が 可能な事務	〈前省略〉条例又は特別法人事業税及び特別法 人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4 号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦 課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に 〈以下省略〉	〈前省略〉条例、森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律又は特別法人事業税及び特別法 人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4 号)による地方税、森林環境税若しくは特別法 人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若 しくは特別法人事業税に〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番14-備考	番号法別表第1の16の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の24の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番16-備考	番号法別表第1の30の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の44の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番18-備考	番号法別表第1の31の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の46の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番19-備考	番号法別表第1の34の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の51の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番20-備考	番号法別表第1の37の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の56の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番21-備考	番号法別表第1の41の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の61の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番22-備考	番号法別表第1の43の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の63の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番23-備考	番号法別表第1の44の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の64の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番24-備考	番号法別表第1の45の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の65の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番25-備考	番号法別表第1の46の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の66の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番26-備考	番号法別表第1の47の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の67の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番27-個人番号の利用が可能な事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、〈中略〉費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の〈以下省略〉	母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、〈中略〉費用の徴収又はこども家庭センターの事業の〈以下省略〉	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番27-備考	番号法別表第1の49の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の70の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番29-備考	番号法別表第1の56の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の81の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番30-備考	番号法別表第1の59の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の85の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番32-備考	番号法別表第1の63の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の95の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番33-備考	番号法別表第1の68の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の100の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番34-備考	番号法別表第1の70の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の105の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番35-備考	番号法別表第1の76の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の111の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番36-備考	番号法別表第1の83の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の116の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番37-備考	番号法別表第1の84の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の117の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番40-備考	番号法別表第1の94の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の127の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番41-備考	番号法別表第1の95の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の128の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番42-備考	番号法別表第1の100の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の134の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更
令和5年9月1日	(別添5)特定個人情報ファイル (住民基本台帳ファイル)の移転先 -連番43-備考	番号法別表第1の101の項下欄に掲げる事務	番号法別表第1の135の項下欄に掲げる事務	事前	重要な変更には該当しない変更